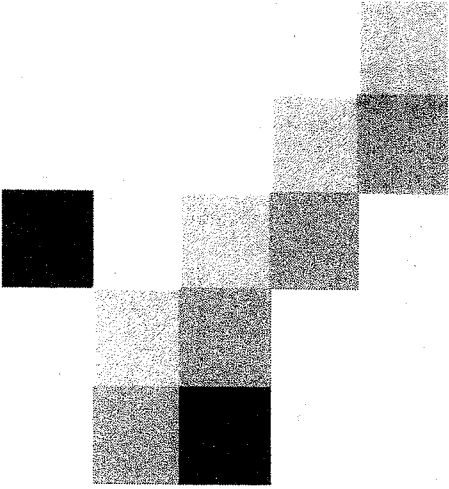




下水道工事説明会

小郡市役所 下水道課

1



説明会次第

1. 区長あいさつ
2. 下水道課長あいさつ
3. 担当者及び請負業者紹介
4. 工事概要の説明
5. 排水設備の説明
6. 下水道受益者負担金の説明
7. 下水道使用料の説明
8. 質疑

2

3. 担当者及び請負業者紹介

○上岩田地内污水枝線5工区築造工事

下水道課担当 中村

請負業者 5月下旬に業者決定予定

○上岩田地内污水枝線6工区築造工事

下水道課担当 松下

請負業者 田中建設、現場代理人 田中

○上岩田地内污水枝線7工区築造工事

下水道課担当 砥綿

請負業者 5月下旬に業者決定予定

3

○上岩田地内污水枝線8工区築造工事

下水道課担当 松尾

請負業者 8月上旬に業者決定予定

○上岩田地内污水枝線9工区築造工事

下水道課担当 砥綿

請負業者 8月上旬に業者決定予定

○上岩田地内污水枝線10工区築造工事

下水道課担当 砥綿

請負業者 7月上旬に業者決定予定

4

○上岩田地内污水枝線11工区築造工事

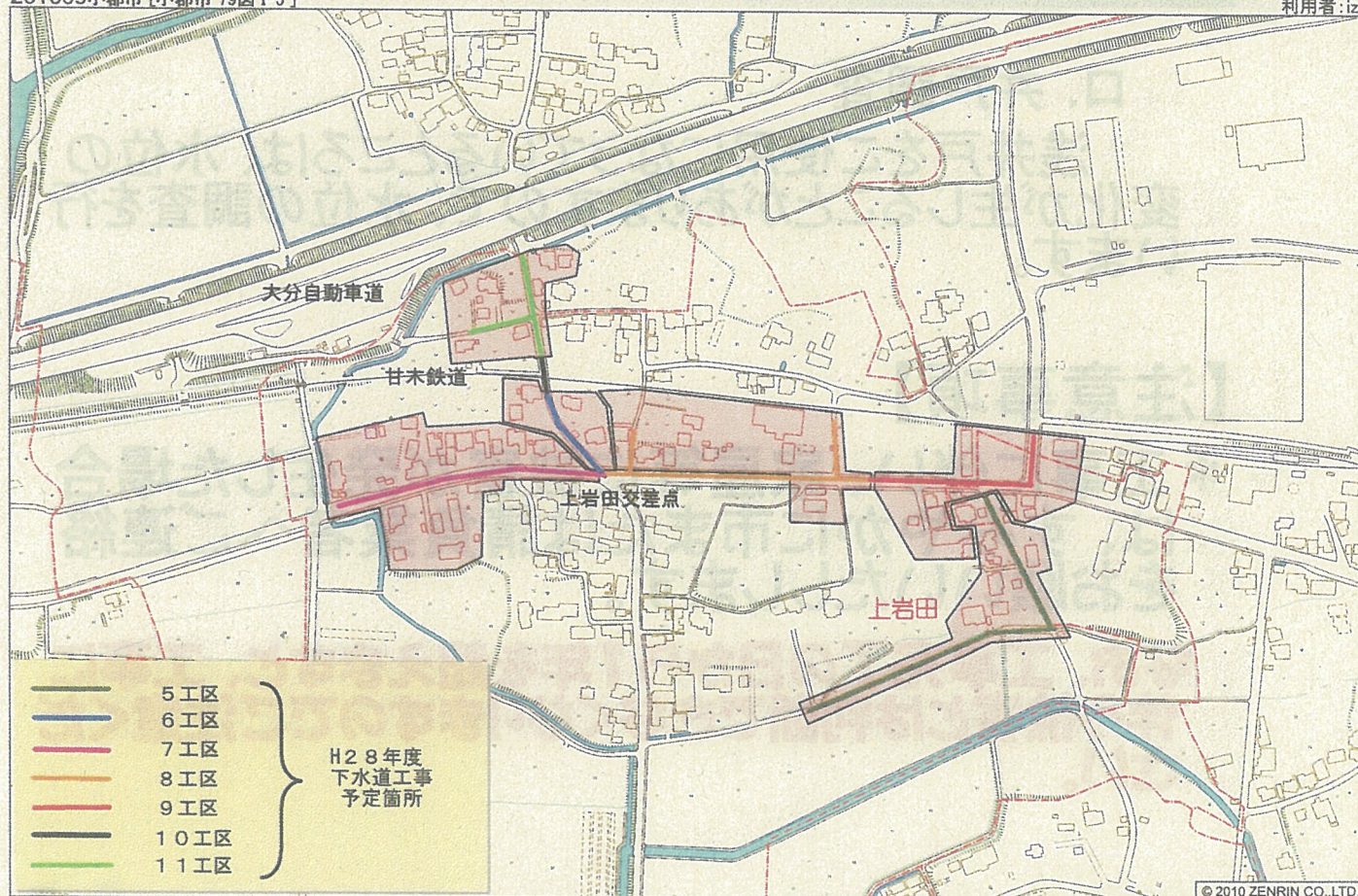
下水道課担当 久富

請負業者 7月上旬に業者決定予定

5

201009小都市[小都市 79図 I-5]

利用者: izi



小都市上岩田付近

縮尺 1 / 4,000 120m

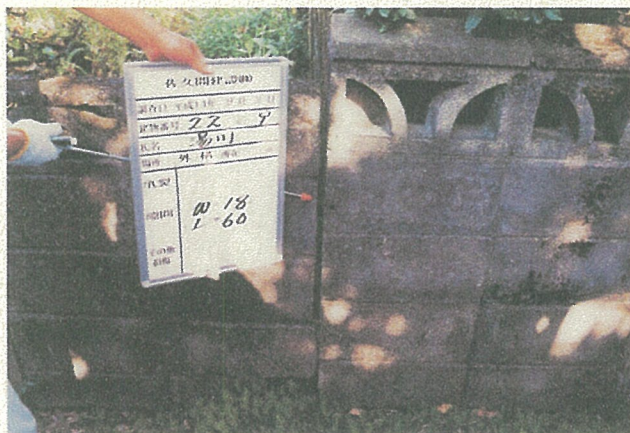
© 2010 ZENRIN CO., LTD.

(2) 事前調査

【請負業者(補償コンサルタント)が行います。】

イ. 家屋調査

道路に面した建物の中やブロック塀等を調査し、記録写真を撮らせていただきますので立会いをお願いします。



ロ. 井戸調査

浅井戸をご使用になっているところは、水位の変化が生じることがありますので、水位の調査を行います。

【注意事項】

* 工事に伴い、家屋等に被害が発生した場合は、すみやかに市または請負業者へご連絡をお願いいたします。

なお、工事完了の日から1年を超えますと、工事に伴う被害とは判断できなくなりますのでご注意ください。

(3) 工事期間及び工事時間

イ. 工事期間

5工区	⇒	事前調査終了後	～H28.11.10(予定)
6工区	⇒	〃	～H28.8.1(予定)
7工区	⇒	〃	～H28.11月下旬(予定)
○ 8工区	⇒	〃	～H29.1月下旬(予定)
9工区	⇒	〃	～H29.1月下旬(予定)
10工区	⇒	〃	～H28.12月下旬(予定)
11工区	⇒	〃	～H28.12月下旬(予定)

9

ロ. 工事時間

○9時～17時(昼間) ⇒ 国道500号線以外の箇所

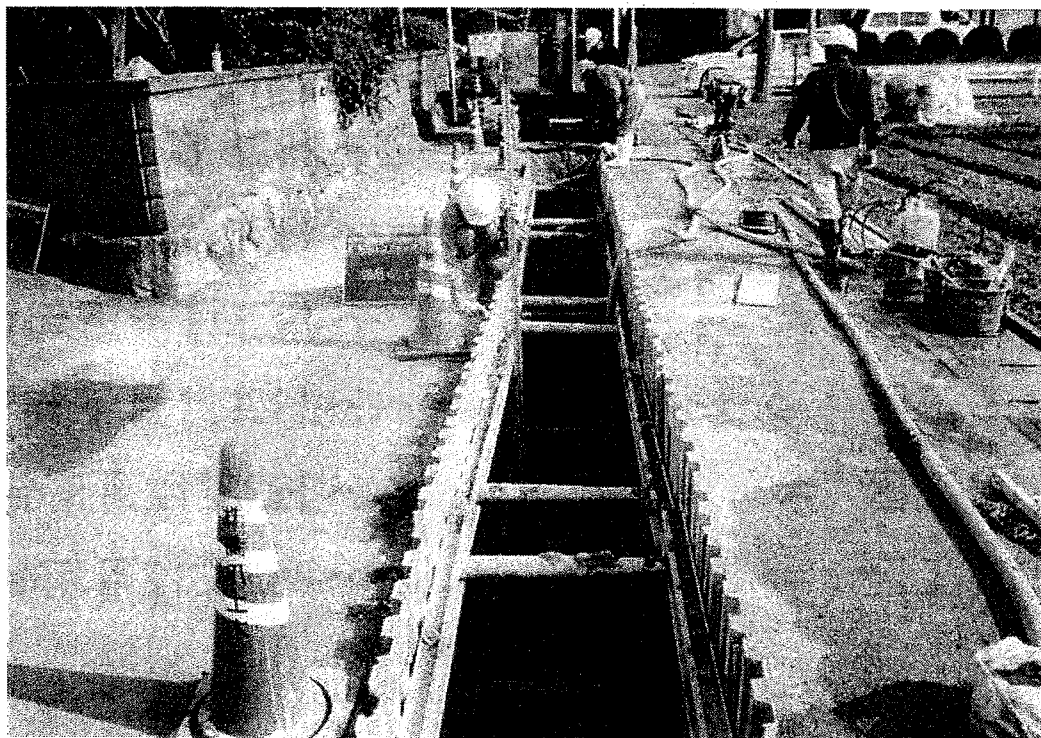
○21時～5時(夜間) ⇒ 国道500号線

* 段取りの都合などにより、前後することもありますので、ご了承ください。

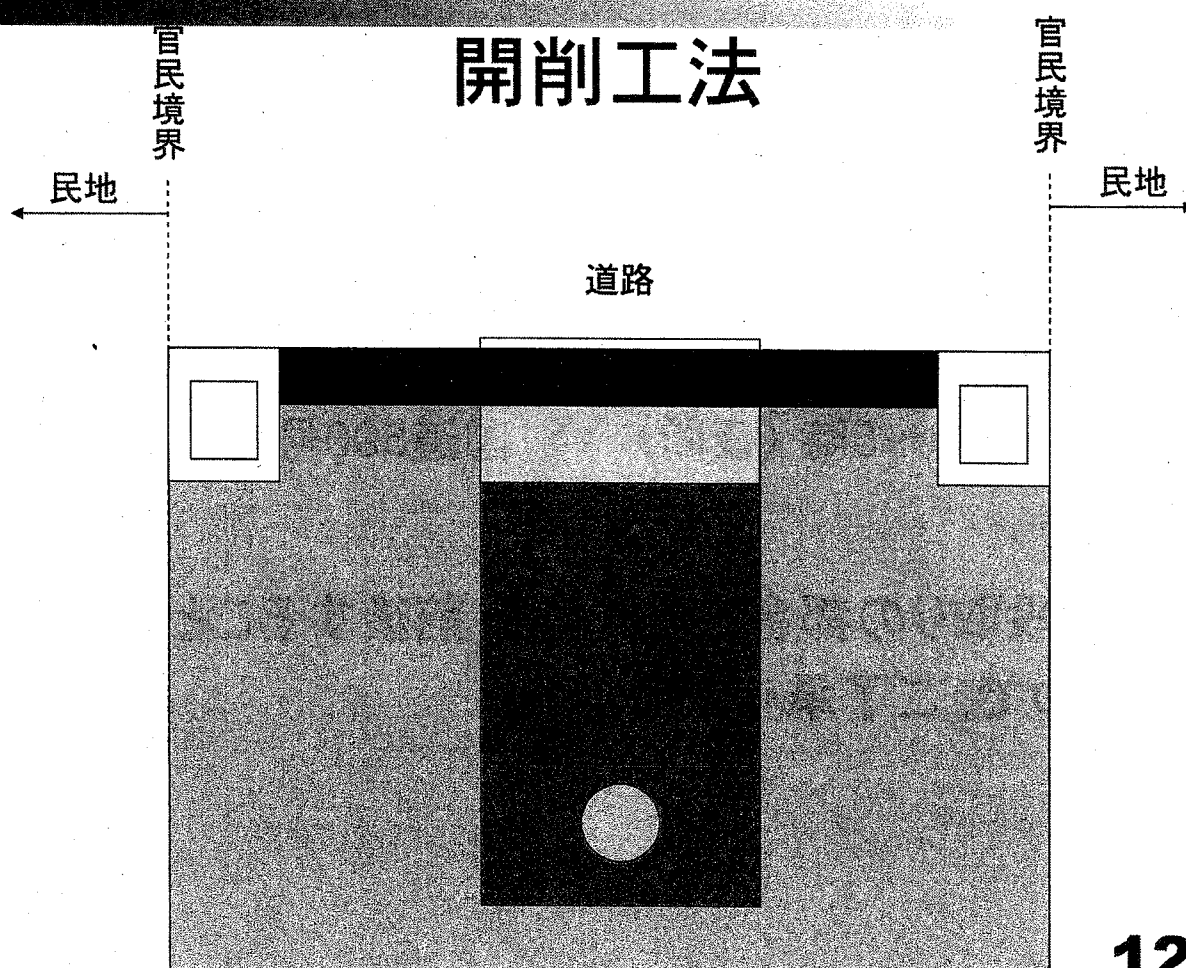
10

(4) 工事の方法

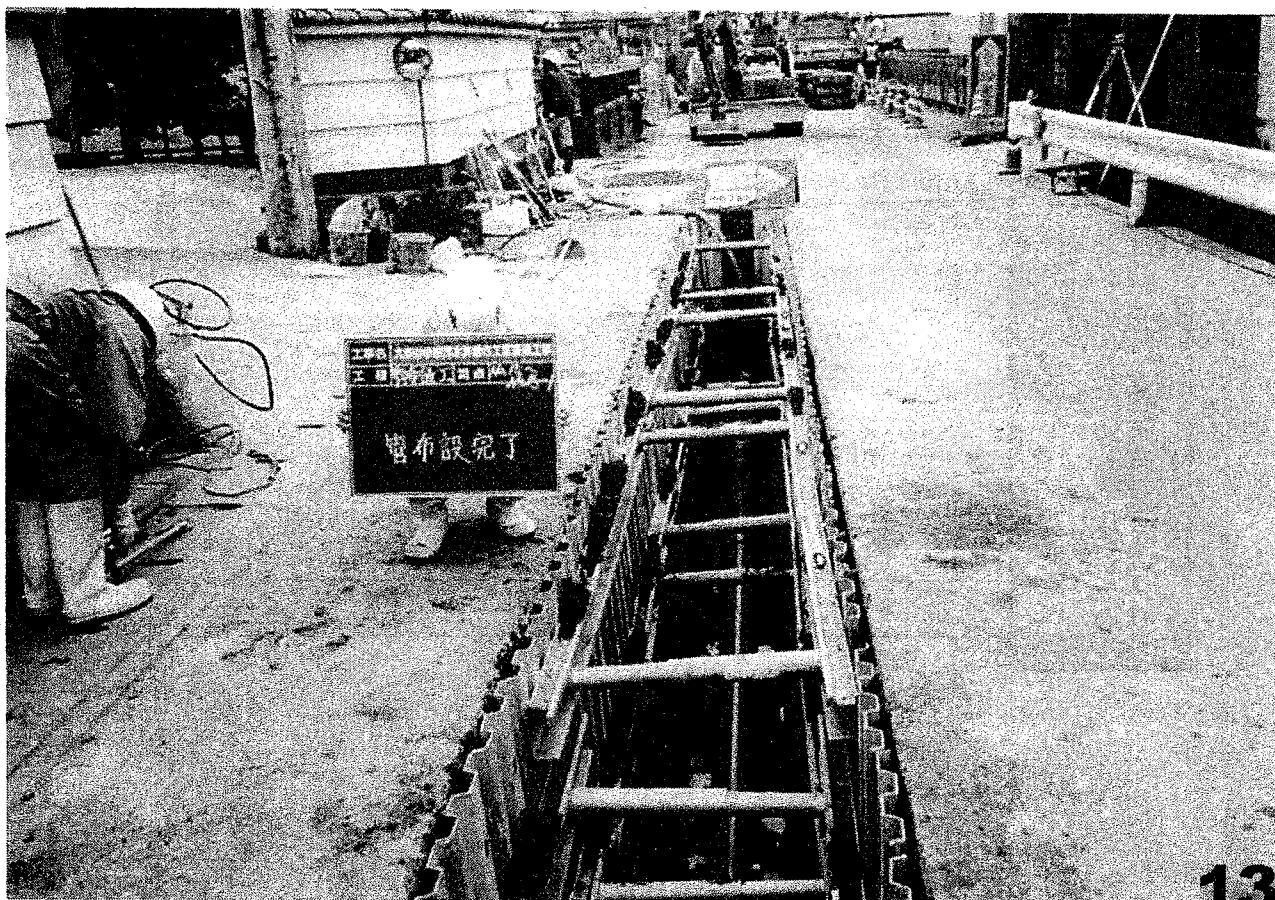
開削工法及び推進工法で施工します。



11



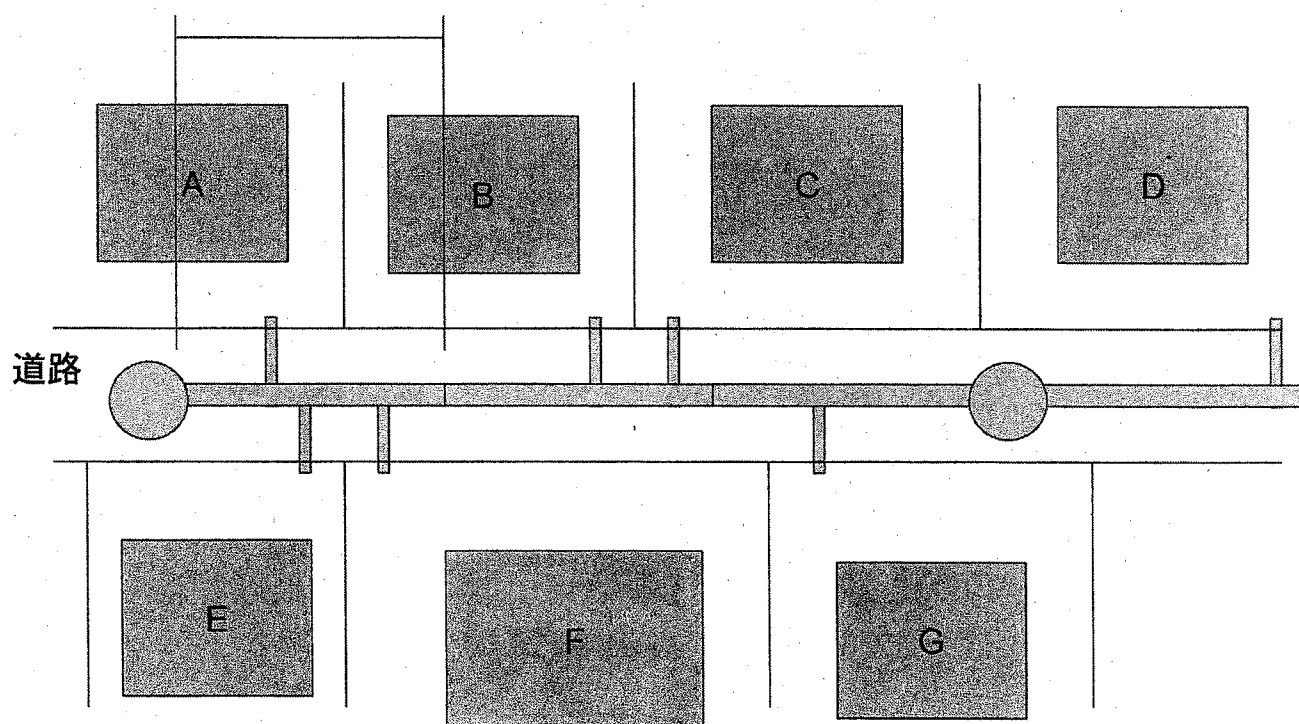
12



13

開削工法

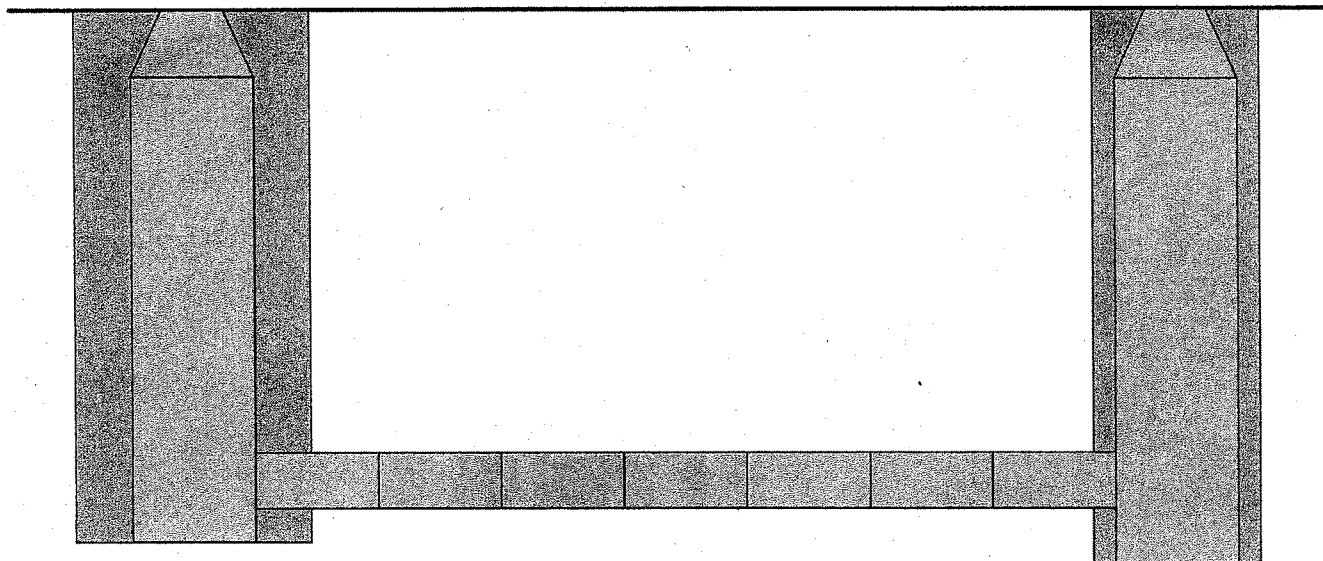
1日につき8m~12m



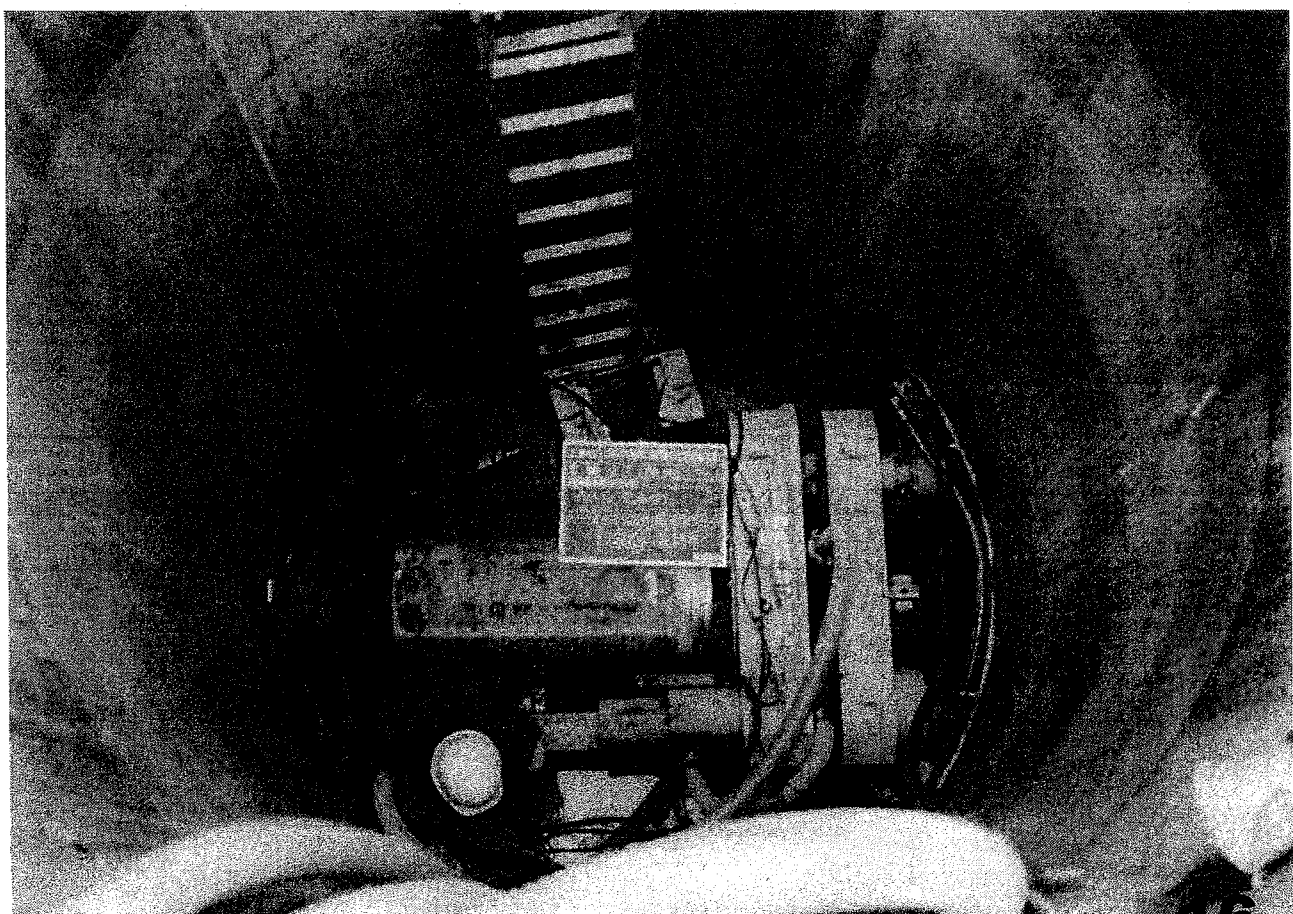
14

推進工法

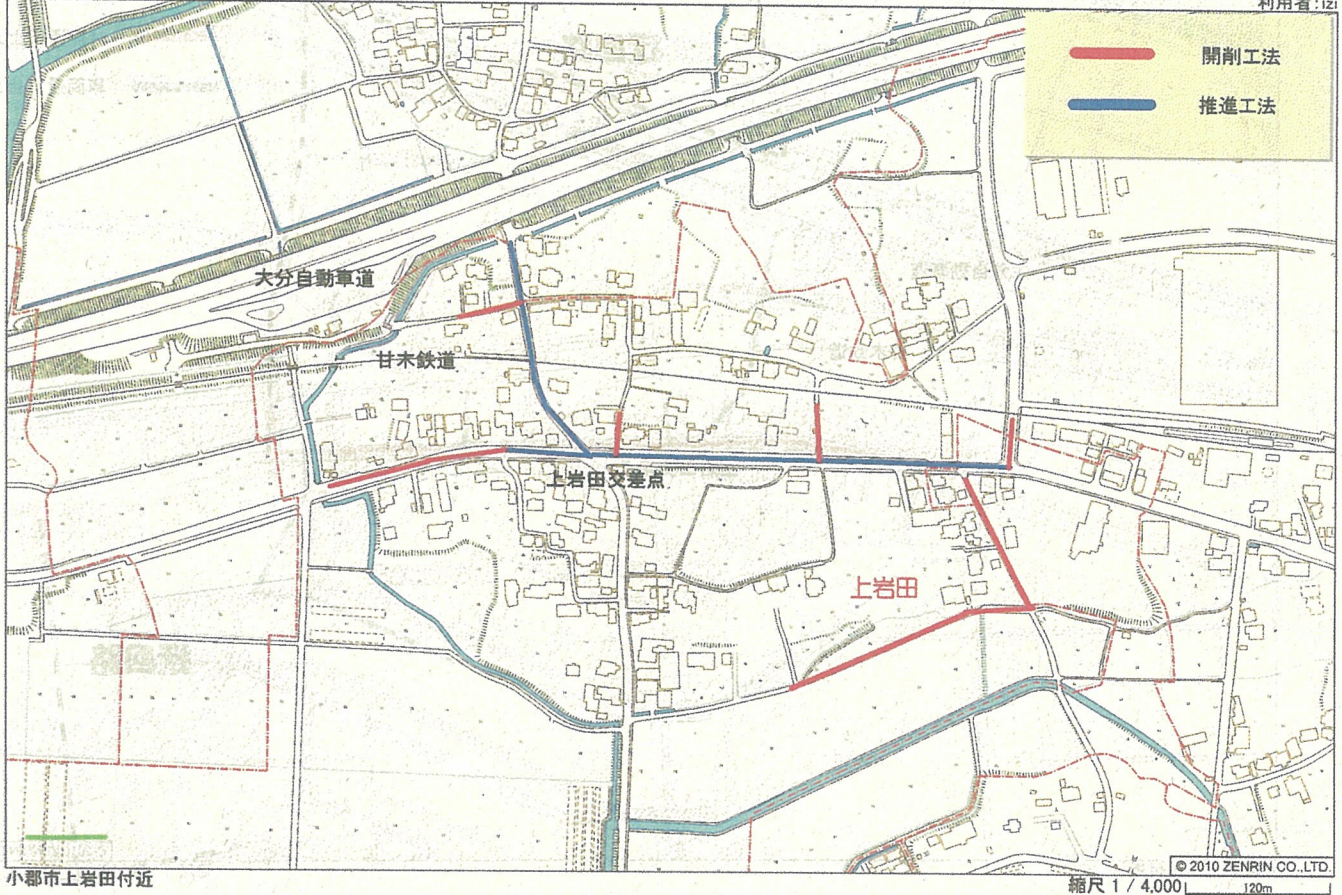
道路



15



16



(5) 交通対策

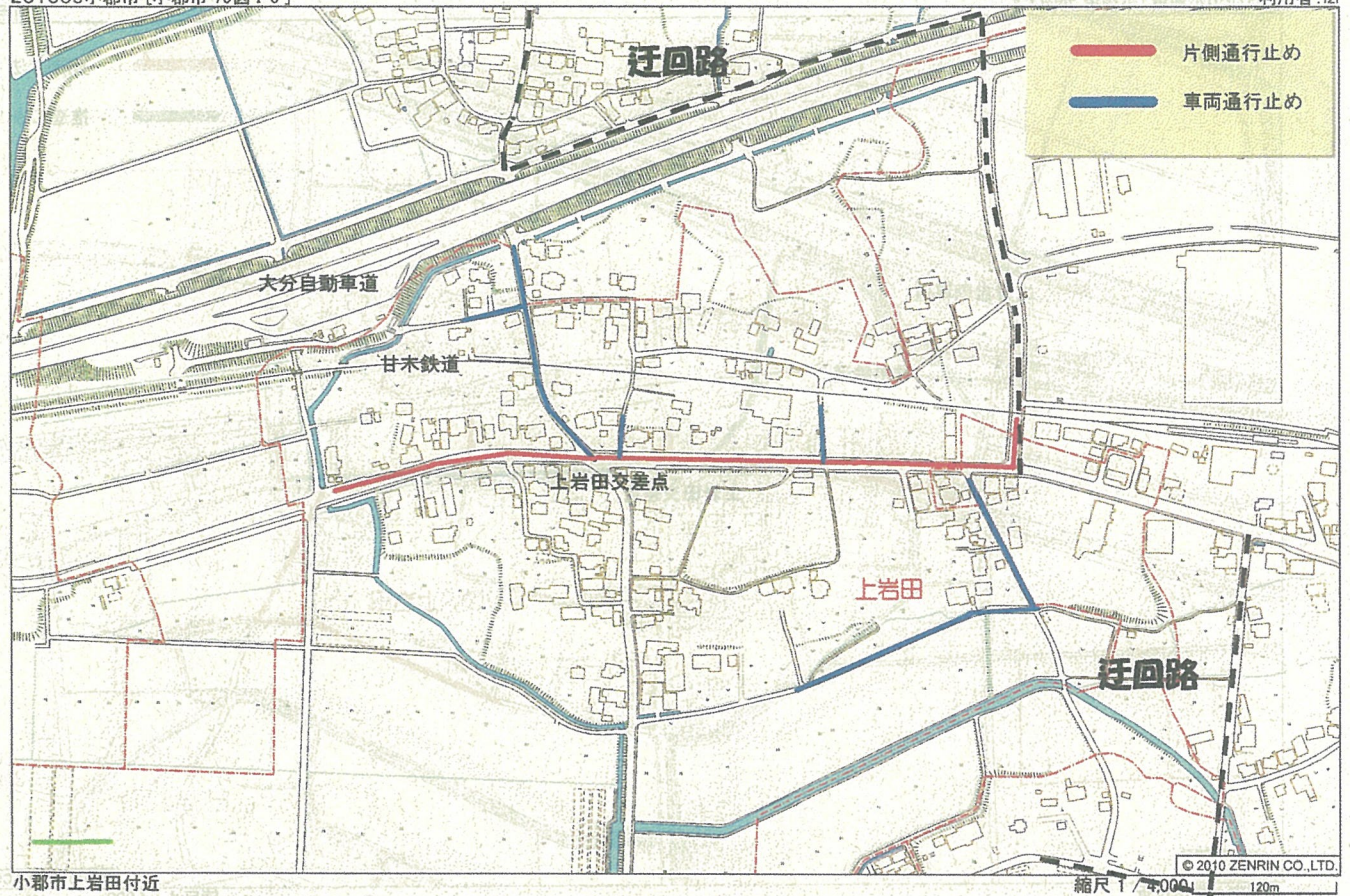
作業中は、片側通行止め及び車両通行止めで施工します。(歩行者は通行可)

工事で車の出入りが出来ない方には、仮駐車場を用意いたします。

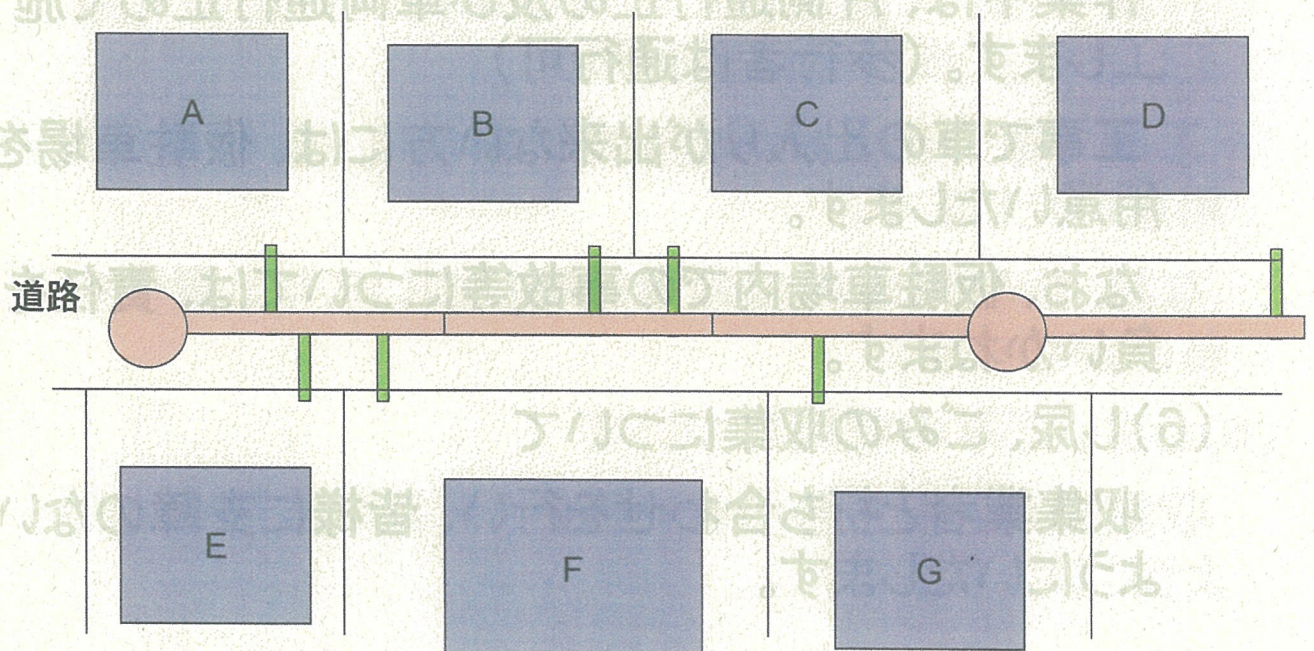
なお、仮駐車場内での事故等については、責任を負いかねます。

(6) し尿、ごみの収集について

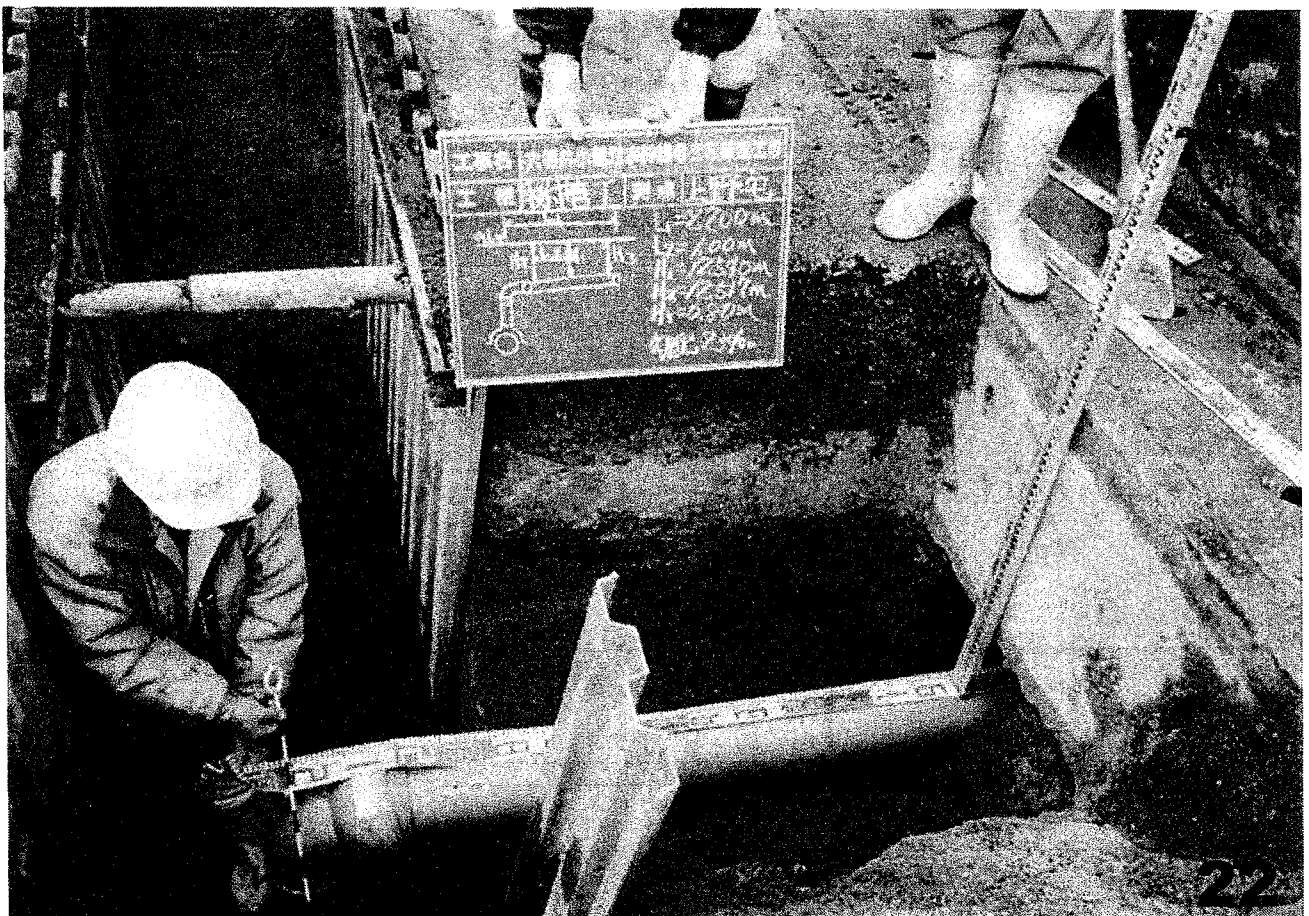
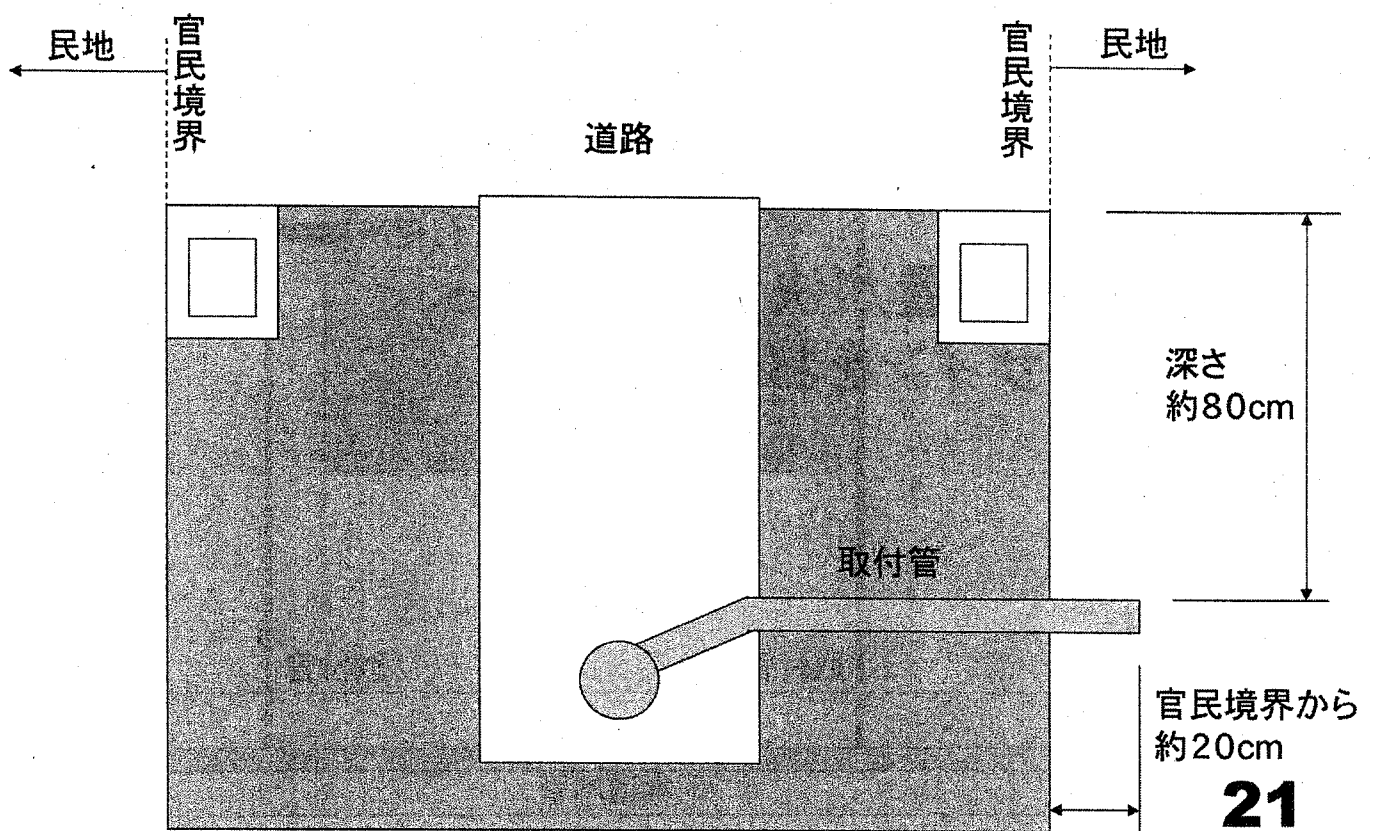
収集業者と打ち合わせを行い、皆様に支障のないようにいたします。



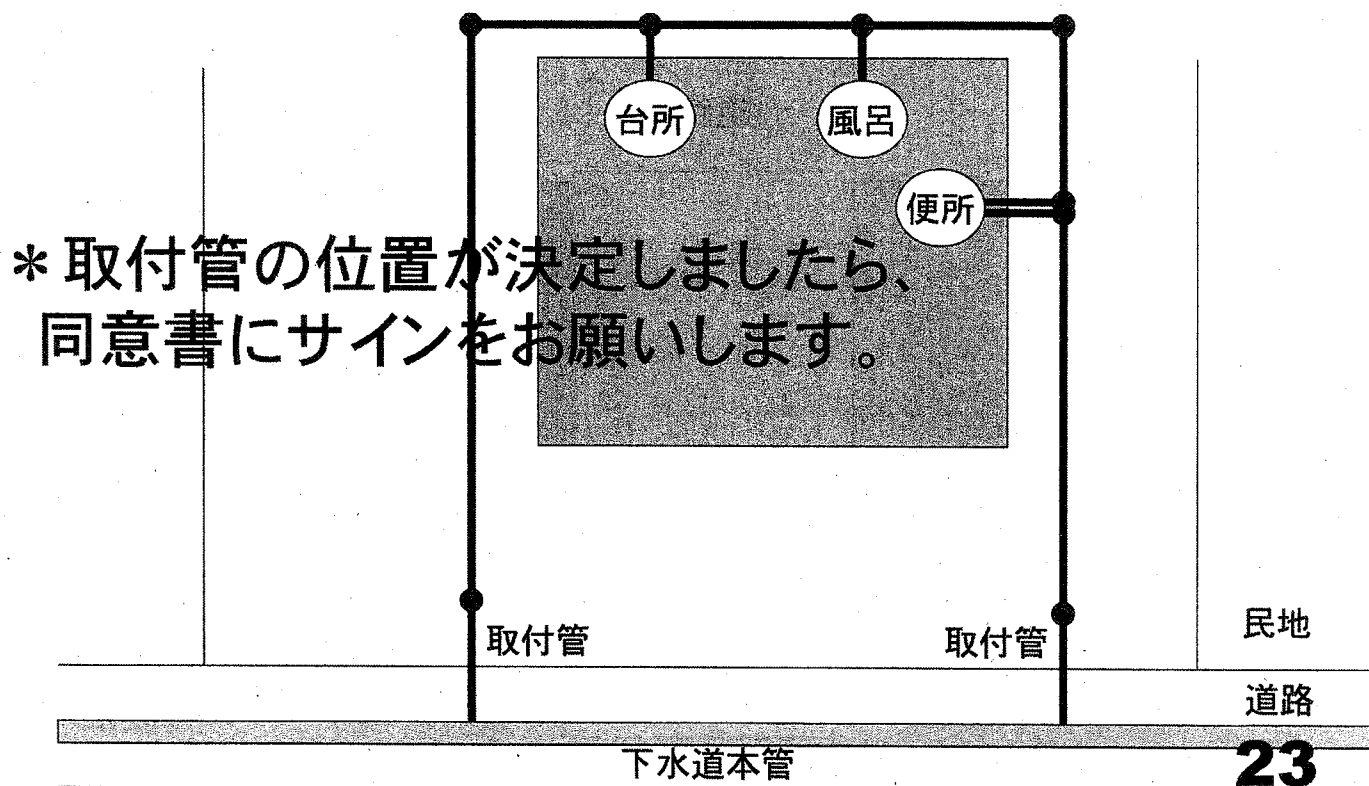
取付管とは



取付管とは

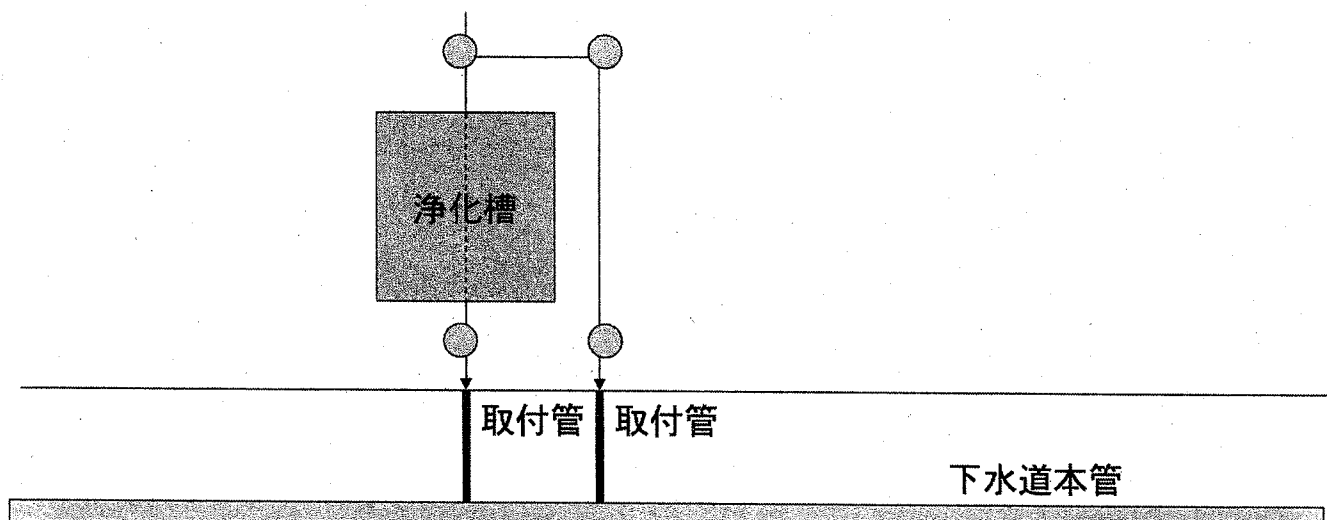


取付管の位置の決定について

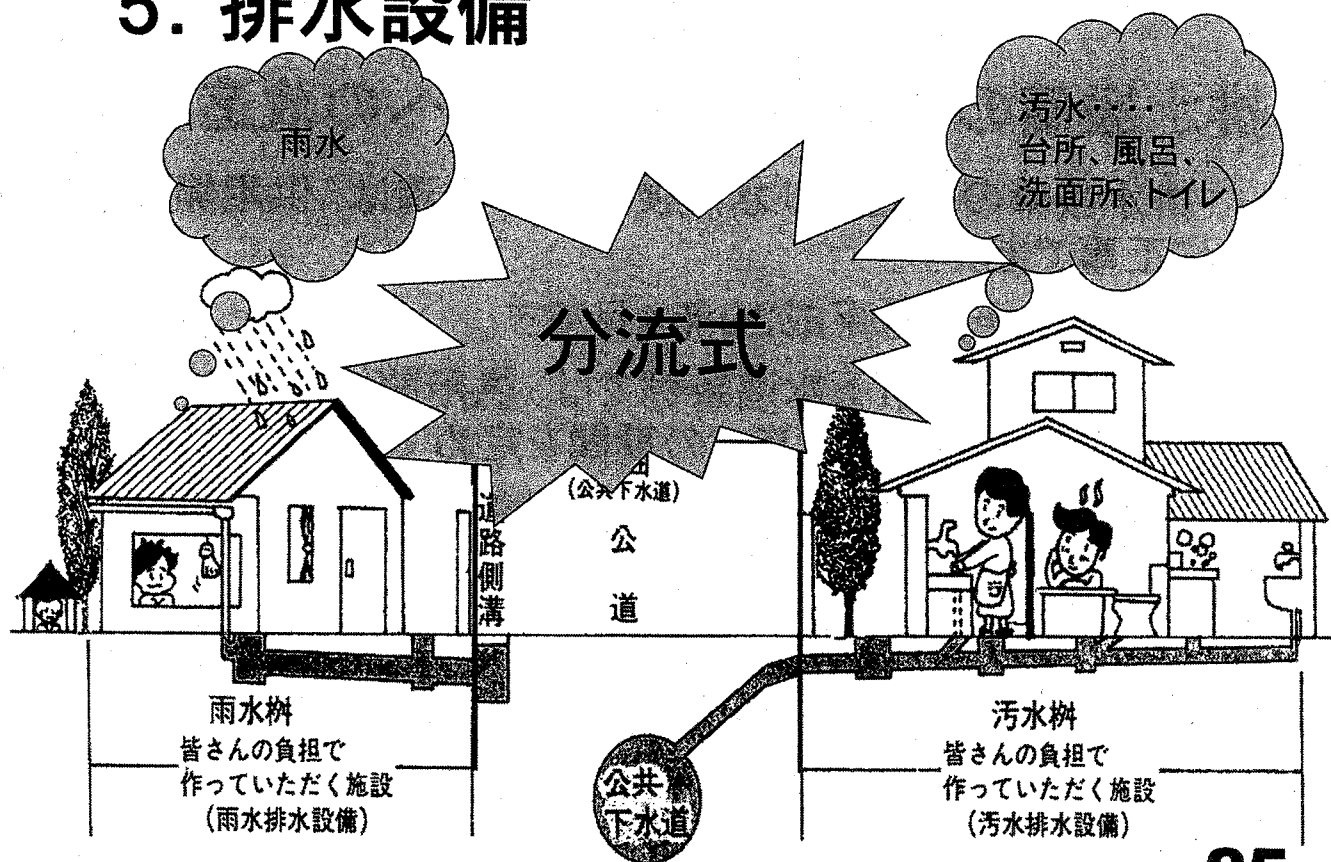


合併浄化槽をご使用の場合

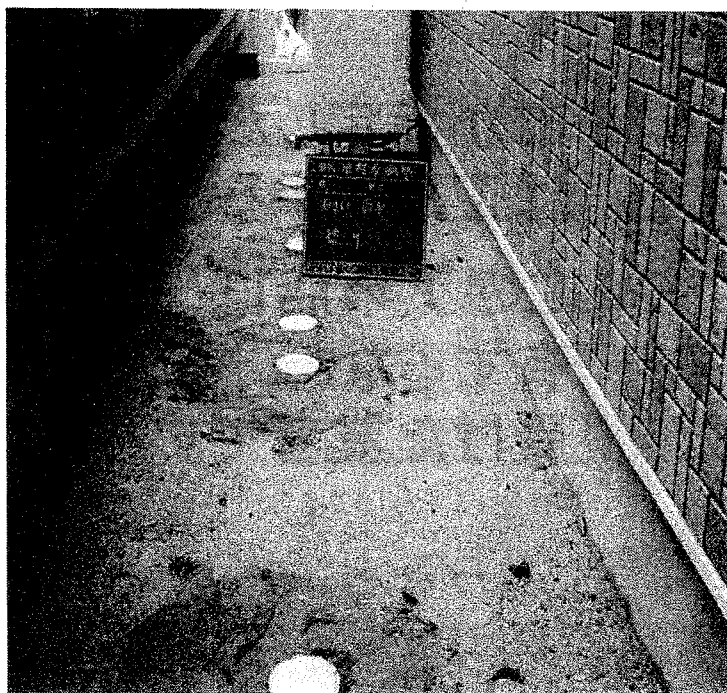
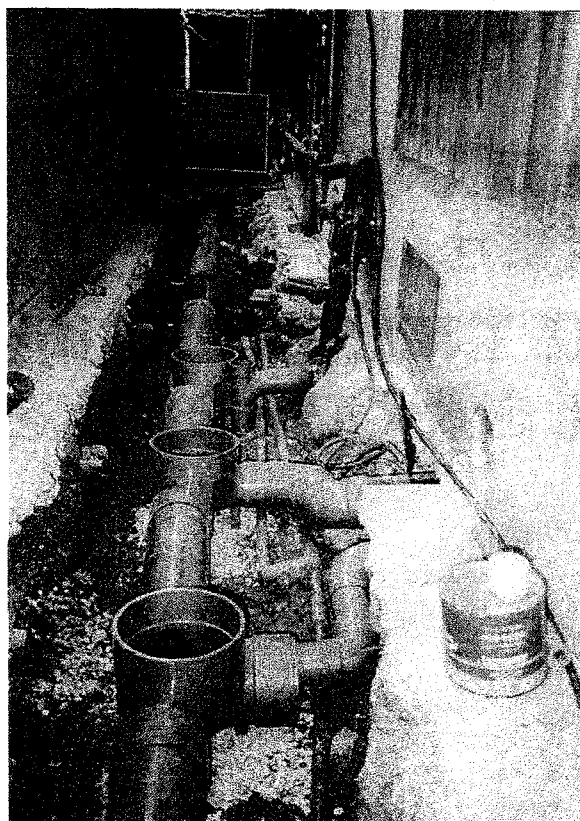
- 浄化槽の手前からの工事が必要となります。
- 年間の管理費が安くなるケースが多いので早めのご検討をお願いします。



5. 排水設備



25



26

排水設備の設置及び水洗便所への改造義務

排水設備の設置及び水洗便所への改造は、供用開始以降に工事ができます。

供用開始予定は平成29年4月です。

下水道法及び市下水道条例では、供用開始の日から排水設備を設置していただくまでの期間を定めています。

1. 台所、風呂等の生活排水・・・遅滞なく(1年以内)
2. くみ取り便所の水洗化・・・3年以内
3. し尿浄化槽の廃止・・・遅滞なく(1年以内)

水洗化等の工事をするときは

- 市が指定した工事店(指定工事店)でなければ工事をすることができません。
- この工事店は、排水設備工事に必要な技術を有するなど、一定の要件を備えて市の指定を受けた業者です。

合併浄化槽をご使用の場合

- ・下水道使用料と浄化槽管理費との比較(参考)

【浄化槽管理費】

保守点検(月1回)、汚泥抜取清掃(年1回)、法定水質検査(年1回)、委託料(年間)

5人槽→年間約73,000円(月約6,100円)

7人槽→年間約81,000円(月約6,700円)

【下水道使用料】

井戸水3人世帯の場合(月24m³使用)→月額4,330円

※費用が安くなるケースが多いので早めのご検討をお願いします。

29

融資あっせん制度

- 水洗便所及び排水設備の改造資金を自己資金のみでは、一時に負担することが困難な場合に市内の金融機関の融資をあっせんする制度
- 融資額 10万円以上～50万円以内
- 償還回数 次の3通りの方法から選んでいただきます。
① 12回(1年) ② 24回(2年) ③ 36回(3年)

※申請については、工事着手前に行うことになります。

30

利子補給制度

- 融資あっせん制度により貸付を受けて返済を完了した人に支払利子総額の2分の1を補給する制度

※申請については、融資金の返済が完了した日から2ヵ月以内に行うことになります。

31

6. 下水道受益者負担金

◆下水道受益者負担金制度とは？

下水道を整備した区域の受益者(土地の所有者)に、整備費の一部を負担していただく制度

※受益者・・・下水道が整備されることにより、利益(生活環境の改善、利便性の向上、資産価値の向上等)を受ける者

32

◆受益者負担金の賦課の対象と納めていただく方

●賦課の対象

下水道を整備した区域内の汚水排水(便所、
お風呂、台所等)が発生する土地
→賦課対象地

●納めていただく方

賦課対象地の所有者(受益者)

※土地を貸している場合などは、必ずしも土地の所有者が
受益者にはなりません。

33

◆受益者負担金の額

1平方メートル当り280円

(負担金額の例)

賦課対象地が 330m^2 (約100坪)の場合
《負担金総額》

$$280\text{円} \times 330\text{m}^2 = 92,400\text{円}$$

※受益者負担金は、賦課対象地ごとに1度だけ
賦課されます。

34

◆受益者負担金を納める方法

(毎年7月に納付書を送付します)

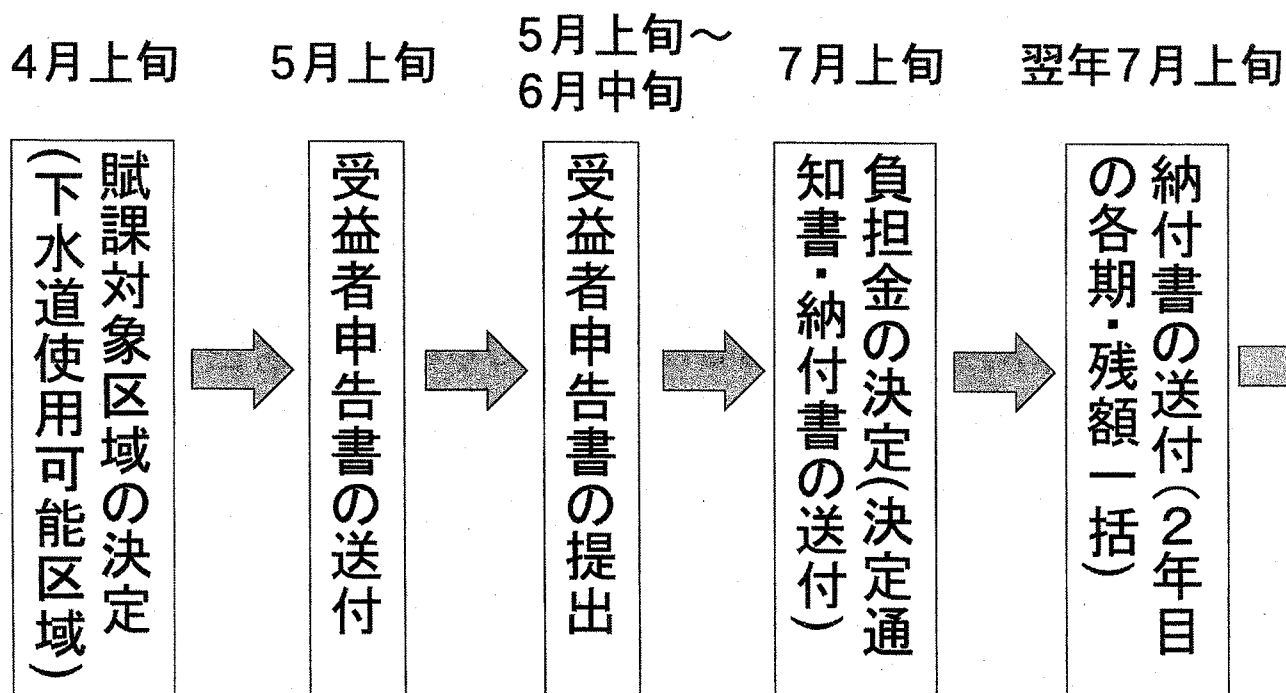
負担金は、5年分割で1か年分を4期(7月、9月、11月、翌年1月)に分けて、計20回に分割して納めていただきます。
また、全額一括納付または年度分をまとめて納期前に納めることもできます。

○納付方法

- ①直接納付・・・下水道課から発送した納付書を、金融機関にて直接納付いただく。
- ②口座振替・・・口座振替依頼書にて登録した口座から、毎期末に引落により納付いただく。

35

◆受益者負担金の賦課から納付の流れ



36

7. 下水道使用料

下水処理場で汚水をきれいな水に処理したり、公共下水道管の清掃や修理などを行うためにたくさんの経費がかかります。

この費用を利用者の皆様に負担していただくのが、下水道使用料です。

37

◆ 汚水排出量の決め方 1期(2か月)

- (1) 水道水使用の場合は、水道使用水量とする。(水道使用水量＝汚水排出量)
- (2) 井戸水使用の場合は、世帯の人数(排水人口)により下表のとおりとする。

世帯人数	井戸水使用の場合の汚水排出量(2か月)
1人	16m ³
2人	32m ³
3人以上	48m ³

38

(3) 水道水と井戸水を併用の場合は、水道使用水量に下表の水量を加算したものとする。

世帯人数	水道使用水量に加算する水量(2か月)
1人	8m ³
2人	16m ³
3人以上	24m ³

(4) 業務用として井戸水等使用の場合は、原則としてメーターを設置し市長が認定する。

39

◆下水道使用料金表(区分 2か月)

汚水の種類	区 分		使用料
一般汚水	基本使用料	汚水排出量10m ³ まで	2,000円
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 20m ³	1m ³ につき 70円
		21m ³ ～ 60m ³	" 190円
		61m ³ ～200m ³	" 225円
		201m ³ ～400m ³	" 265円
		401m ³ ～1,000m ³	" 320円
		1,001m ³ 以上	" 350円

(消費税相当額は除く)

40

◆下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、2か月を1期として偶数月(4、6、8、10、12、2)に納めていただきます。

○納付方法

- ①直接納付・・・下水道課から発送した納付書を、金融機関および全国のコンビニエンスストアにて直接納付いただく。
- ②口座振替・・・口座振替依頼書にて登録した口座から、毎期末に引落により納付いただく。

経費節減のため、口座振替のご利用をお願いします。

41

◇下水道についてのお問合せは◇

小郡市役所下水道課へ

〒838 - 0198 小郡市小郡255 - 1

電話 0942 - 72 - 2111

◎下水道使用料及び下水道受益者負担金

〈管理係 内線342・343〉

◎下水道工事及び排水設備(水洗化)工事

〈工務係 内線344・345〉

42

下水道の工事から使用まで

